



2020年度 理事者の1年

2020年度理事者の任期も残すところあと1か月となりました。会長、副会長に、1年間で振り返っての感想と今の思い、そして会長には「副会長へひとこと」、副会長には「理事者室の思い出」と「任期を終えてやりたいこと」を語っていただきました。

コロナ禍の中での会務運営

会長 富田 秀実 (34期)



本年度の役員は、就任直後の4月7日、政府から新型コロナウイルスの感染拡大防止策として緊急事態宣言が発出されたことにより、最初に取り組んだのが緊急事態宣言下における東京弁護士会の対応策であり、その後は、感染防止策を講じながらの会務の継続であり、今年に入り1月7日に再び緊急事態宣言が発出されたことにより、任期の終盤まで新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けました。1年間となり、まさしくコロナ禍の中での会務運営となりました。

このようなコロナ禍の中で、本年度の執行部は、委員会議事規則を改正してZoomを利用しての委員会開催を可能とし、会規・会則を改正して、総会委任状の受任個数を10個から30個に増加し、選挙の投票につき業務（用務）を理由とする郵便投票を可能とし、役員選挙につき電子メールによる選挙活動を可能とするなど、重要な改革を実現しています。さらに、総会において「死刑制度廃止に向け、まずは

死刑執行停止を求める決議」が採択されたことにより、東京弁護士会の死刑廃止に向けての取り組みが始まります。

また、本年度の執行部は、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、市民や事業者に生じた法的問題に対して、弁護士や弁護士会が社会生活上の医師の役割を果たすために、電話やWebあるいはテレビ会議による法律相談体制を整備し、弁護士紹介センターの機能を拡充しております。

本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、日弁連の全国大会や各地の弁護士会連合会の大会のほとんどが中止されたため、当会の役員は、地方へ行く機会はなく、また、懇親会の開催もなく、ひたすら会館内での執務に専念するばかりでした。このような中で、役員間の信頼感は厚く、執行部がコロナ禍の中で一丸となって会務運営に取り組み成果を上げたことを誇りに思い、副会長の皆さんに深く感謝する次第です。また、この1年間、執行部を支え協力していただいた会員の皆様に、心からお礼申し上げます。

副会長へ
ひとこと

木村副会長：全般に目配りのできる執行部の要であり、他の理事者から全幅の信頼を受ける筆頭副会長

吉村副会長：シニカルな中にも思いやりがあり、コロナ対策の中心的役割、執行部の重しとしての存在

田島副会長：熱い理論家であり、実行力・突破力も兼ね備えたバリトンの美声の持ち主

村田副会長：交渉力など実務能力の高い女性副会長であり、笑顔が魅力的な気配りの人

深沢副会長：静かな情熱を持って、総会で「死刑制度の廃止に向けての決議」の承認を実現させた功労者

箭内副会長：執行部内のムードメーカーであり、遠距離通勤を物ともせず、成長著しい行動派副会長

会務の継続のために

副会長 木村 英明 (46 期)



LIBRAには既に8月までの状況を書いたので、その後のことをまとめてみます。

9月24日に臨時総会が開催され、総会で代理行使できる議決権の数を10個から30個に増やすという会則改正議案と「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」案が審議されました。この当時は、いわゆる感染拡大の第2波が下火になったものの、200名を定足数とする会則改正議案を審議するにあたっては、感染拡大防止策を徹底する必要があり、従来からの防止策の他に、出席者が多数に及んだ場合には、クレオの会場以外のロビーや会議室も議場とすることを予定していました（幸い、クレオ以外を議場とすることはありませんでした）。

両議案とも充実した議論がなされた後に承認され、午後0時30分から始まった総会は、午後7時頃に終了しました。

11月の人権大会（鹿児島）は中止になりましたが、当会の委員会は活発に活動していました。しかし11月中旬から再び感染者が増える気配が感じられました。職員の机に透明の間仕切りを設置するなど、事務局の感染防止対策に努めました。

12月8日の臨時総会では、電子メールを利用した選挙運動を広く認めるための選挙会規の改正が承認されました。

暮れには東京都の感染者数が急激に増加し、1月7日に1都3県に対する再度の緊急事態宣言発出となりました。

昨年4月の緊急事態宣言発出時とは異なり、会館の閉鎖や法律相談の休止はせずに、注意深く運営していくこととなりました。4月の教訓が生かされたと言えるでしょう。

1月からは職員のテレワークが正式にスタートし、感染者が出た場合でも業務を継続する対策を立てました。

今後も感染拡大を防止しつつ、業務を継続するという難しいミッションを会員や職員の協力を得て推進していくほかはありません。

理事者室の思い出

これまで誰も対処したことのない事態に巡り合わせ、他の役員、会員や職員の知恵と実行力に支えられて何とか会務を継続できました。深く感謝いたします。

任期を終えてやりたいこと

このような状況で、どこかに出かけることもままならないでしょうから、業務に励みます。

緊急事態宣言下の緊縮財政

副会長 吉村 誠 (47 期)



監事経験者で財政改革実現ワーキンググループの委員で財務担当副会長ですので、本来、財政改革実現ワーキンググループの答申を踏まえて、財政再建のための施策をあれやこれやと講じる1年のはずでしたが、就任早々の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言と外出自粛要請によって、社会情勢は劇的に変化し、霞が関の弁護士会館も5月末まで2か月近く（ほぼ）閉鎖され、閉鎖を解除した後も世界規模で新型コロナウイルス感染拡大対策は続き、弁護士会でも多くのイベントが次々に中止となり、定期総会は延期、委員会も休会、事業費においては数千万円単位の支出削減が現実のものとなりました（但し、固定費は減りません）。

ところが、事業費収入も大幅に減ったのです。特に、法律相談センターの4月以降数か月間の閉鎖により、法律相談会計の相談料収入・着手金・報酬金の収入が大幅に減少し、年度末に一般会計に繰り戻される繰戻金も数千万円単位で減るはずでした。このような状態で、今年度の一般

会計の収支は緊急事態という特殊事情下の収支で、残念ながら、財政健全化の進展具合の参考にはならなかったと思います。

理事者室の思い出

この1年間、役員の皆様、秘書課の職員の皆様と一緒に仕事をして、理事者室で嫌な思いをしたことは一度もありませんでした。緊急事態宣言の中皆が一致団結できた賜物だと思います。

任期を終えてやりたいこと

非日常を経験して、視野は多少広がったと思いますが、白髪が増え、体重も増え、腰の具合も悪いので、ストレスのない健康的な生活を心がけて、筋肉を落とさずに体重を減らし、視野の幅はそのままにウエストの幅を元に戻したいと思います。

1年間のお礼と感謝

副会長 田島 正広 (48期)



この1年間、新型コロナウイルス感染症の動向に翻弄されながらも、将来的に持続可能な弁護士会を目指して、守るべきものは守り、変革するべきものは変革するという努力を継続してきました。

4月初旬の緊急事態宣言時には社会の動揺の中、法律相談体制を電話相談体制に縮小移行したのはやむを得ない選択でしたが、新型コロナ電話相談や、中小企業法律支援センター、弁護士紹介センターでの電話受付には相応の成果があり、後者では弁護士ガイド制度試行に繋がりました。北千住、池袋両法律相談センターについては、財政面に配慮しつつもそのあり方を再検討し、前者は大幅縮小、後者は縮小移転の途にあります。将来の名簿・研修制度構築を目指すスクールロイヤー紹介の仕組みは、関連委員会間での意見交換から緒に就きました。必要性が後押ししたWeb会議の導入は、セキュリティ上問題のない運用実績に基づき、より守秘性の高い議案でのWeb会議活用という次のステップに入りました。Webやメールを活用するIT選挙は、まさにその必要な状況での実践となりました。図書館カードを

活用した委員会、研修登録は、正確な情報の発展的利活用が次なるテーマです。

この他にもやり残したことは山ほどありますが、会員、職員の皆さんのご尽力とご厚意に感謝し、皆さん、そして東京弁護士会の益々の発展を願って筆を置きます。本当にありがとうございました。

理事者室の思い出

業務が終わっても飲み会らしい飲み会があまりできなかったことは残念でしたが、巢籠りの世相も踏まえ電子レンジを理事者室に1台設置できたことは、副会長の働き方改革に繋がったと思います（苦笑）。

任期を終えてやりたいこと

当て職の後役がいろいろあり終わった気がしますが、立場も変わるので、これからは言いたいことを言っていきたいと思います。

貴重な経験ができた幸せ

副会長 村田 智子 (48期)



この1年を振り返ると、やはり真っ先に頭に浮かぶのが、コロナ禍のことです。

任期早々の4月に緊急事態宣言が発令された当初、東京弁護士会の活動は制限されました。私の担当であれば、多摩支部会館も合同図書館も閉鎖されました。

けれども、その後、1月に再度の緊急事態宣言が発令された際には、多摩支部会館も合同図書館も閉鎖されることはありませんでした。

多摩支部会館は東京三会で、合同図書館は二弁と共同で運営されているものですが、1月の宣言発令後に「できるだけ閉鎖を避ける」方向に進むことができたのは、他会のご尽力はもちろんのこと、当会の働きも大きかったのではないかと思います。

コロナ禍で、理事者間の懇親会も委員会等の懇親会も開催されず、他会との交流もほとんどなかったことは残念でした。ですが、「弁護士・弁護士会は、こういう時こそ『社会生活上の医師』としての役割を果たすべき」という

信念を持つ冨田会長の下で、このような時に副会長を務めることができたことは、何にも代えがたい貴重な経験でした。今、感謝の気持ちでいっぱいです。

理事者室の思い出

理事者室にはお菓子箱があります。よくないと思いつつ、ちょこちょこつまんでいました。カップラーメンもあって、お昼を買いに行けないときには本当に助かりました。手配係の箭内副会長に、この場を借りて御礼申し上げます。

任期を終えてやりたいこと

冨田執行部で旅行がしたいです。できれば台湾に行きたいのですが、現時点では夢のまた夢でしょうか。でも、コロナ禍はいつか収まりますので、絶対に行くんだ、と思っています。

弁護士自治の実務から感じたこと

副会長 深沢 岳久 (49期)



昨年4月に副会長に就任してから、多くの場面で会員各位の善意に支えられ、会務を執り行ってきました。その背景には、会派、委員会、常議員会における連帯感があり、総会においても東京弁護士会の会員であるという一体感が大切であると感じました。このようなシンパシーは、弁護士自治を支える重要な要素です。私は弁護士自治の歴史を勉強してきたこともあり、自分が理事者として自治に参画できたことを嬉しく思っています。

副会長の職務を行うにあたっては、当会は東京都を地盤とする単位会であり東京都という地域を意識せざるをえず、必然的に、東京の三弁護士会で協調・調整をする必要が出てきます。そこで、当会の特色、アピールできる点は何か、ということも考えざるをえませんでした。この点は様々ご意見があるところですが、私は、研修が充実している点に着目しています。実務家として民事や刑事に限らず、現下の課題に対応していくために研修は必須といえます。もう一つは、刑事弁護を含む人権擁護活動、会務活動が

盛んであることです。会員は委員会を通じて自らの専門性を高めることができるようになっています。

この度は、副会長として貴重な弁護士自治の実務経験をしました。この経験を活かして、これからも弁護士自治を支えていく覚悟です。

理事者室の思い出

富田会長、各副会長、職員の方々と毎日会って、協働の楽しさを味わいました。課題に対してどう対応するか、来賓室、会長室で検討したことも良い思い出です。

任期を終えてやりたいこと

様々なテーマについて研修を受けたいと思っています。また、コロナ禍が収まったら旅行に行きたいです。

副会長を経験してどうなりましたか

副会長 箭内 隆道 (53期)



会館がほぼロックダウンされる中で日々役員室に詰め、内線で日弁連と協議しながら一弁・二弁と連携し、膨大な会員アンケートを集約して裁判所への申入書を起案するなどしていれば、あたかも日本の司法の今は自分の頑張りにかかっているかのような甘美な気分にもなりました（イエレナのように）。実際には副会長は日々、会員や職員からの個別の相談や市民窓口への苦情に丁寧に対処することや、弁護士会という業界団体がその存在意義を果たす最低限の活動を成り立たせるためのスーパーバイズに忙殺され、大きな意思決定ではなく小さなお願いの連続をする立場であったとしてもです。

自分の業務に向き合うだけでは知る機会のなかった、司法や人権に纏わる現実の問題状況に横断的に触れ、そして弁護士自治とはこういうことか（会員が支える業界団体があってこそ個々の営業が成り立っている関係がある）と実感できたことで、自分の懐がより深くなったと確信する1年となりました。

今後は（副会長経験を経て）より懐が潤った報告もして、なお副会長職の魅力を発信できるよう頑張りたいと思います。

なお、いま振り返り頭に浮かぶのは、理事者会での激論（傍聴してほしい）、各委員会では出会えた図抜けて優秀且つ素敵な方々のお顔、久しぶりのクレオ総会に集った方々が談笑する様子、そして職員の皆様の様々な笑顔、です。

理事者室の思い出

会長と会長室で（距離を保ち）一杯やりながら東弁役員員の目線と気概を教えていただいたこと。私の正面の席で日々繰り広げられる田島・村田副会長の電話折衝ぶりからその口調を含め多くを学んだこと。

任期を終えてやりたいこと

インドに行きたいです（仕事とヨガに）。副会長経験を活かす仕事をしたいとも思います。